

# 65歳以上（第1号被保険者）の人の 介護保険料が決まりました

平成24年度から26年度までの介護保険料が決まりました。介護保険法では、事業の円滑な運営のために介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行うことになっています。その見直しの中で、今回の介護保険料が決定されました。

## いつから納めるの？

65歳以上の人の保険料は、65歳になった月（誕生日の前日が属する月）分から納めます。

※40歳以上65歳未満の人は、加入の医療保険に上乘せさせていただきます。

## 保険料の決まり方は？

介護保険料は、平成24年度から26年度の3年間の、介護サービスに掛かる費用の総額を見込んで算出された「基準額」を基に、本人や世帯の前年の所得状況などに応じて算定されます。また所得段階が今までの9段階から10段階制へと変更になりました。保険料額は「表1」とおりです。

## 介護保険料の納め方

保険料の納め方は、年金から

引き落としする特別徴収と、納付書または口座振替により納付する普通徴収があります。

## ●特別徴収（年金引き落とし）

老齢（退職）・遺族・障害年金が年額18万円以上の人は、年金の定期払いのときに保険料が引き落としになります。

## ●普通徴収（納付書・口座振替）

年金額が年額18万円未満の人は普通徴収となります。市からは普通徴収の納付書、または口座振替により納付してください。口座振替を希望する人は、通帳と届け出印を持って、市内の金融機関で申し込んでください。年金額が18万円以上の人でも、次のようなときには一定の期間「普通徴収」となります。

○年度途中で65歳になった

○年度途中で他市町村から転入した

○修正申告などにより所得段階が変更になった

○年金差し止めなどにより年金の支給が一時停止された

○介護保険料納付書・保険料額決定通知書の送付

保険料の納付書は6月15日ごろに郵送します。届いたら、内容を確認の上、納付してください。特別徴収や口座振替の人は、保険料額決定通知書を郵送します。

## 保険料の納付先・納期限

市役所または各支所、金融機関、郵便局で納付できます。普通徴収の納期は、6月から翌年1月までの年8回に分かれています。納期限は、各月の末日（12月は25日）です。

※納期限が休日の場合は翌営業日です。

## 保険料の納め忘れに注意してください

特別な理由がなく保険料を滞納（1年以上）していると、介護保険サービスを利用するときに費用の全額立て替え払いや、保険給付の一時差し止め、利用者負担割合の引き上げ（1割から3割）などの措置が取られますの

表1.各所得段階における介護保険料（平成24～26年度）

所得段階	対象	保険料率	保険料額	
			年額	月額
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の場合	基準額×0.5	25,800円	2,150円
第2段階	合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.5	25,800円	2,150円
第3段階	●世帯全員が市民税非課税 合計所得+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.65	33,540円	2,795円
第4段階	合計所得+課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.75	38,700円	3,225円
第5段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税 合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	46,440円	3,870円
第6段階	第5段階以外の人	基準額	51,600円	4,300円
第7段階	合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.15	59,340円	4,945円
第8段階	●本人が市民税課税 合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	基準額×1.25	64,500円	5,375円
第9段階	合計所得金額が190万円以上500万円未満の人	基準額×1.5	77,400円	6,450円
第10段階	合計所得金額が500万円以上の人	基準額×1.75	90,300円	7,525円

で、忘れずに納付してください。  
東日本大震災に係る介護保険料の減免期間の延長  
東日本大震災で被災した人は、平成23年度から引き続き、平成24年9月分までの保険料が減免となります。今回郵送する保険料額決定通知書（納付書）は、減

免後の金額となっています。  
なお今年度65歳（第1号被保険者）になる人へは、別途減免申請書を郵送する予定です。  
問い合わせ先  
高齢者福祉課介護保険班  
☎ 62・5308